

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の支給に関する市町村事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、子ども医療費の支給に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

武豊町長

## 公表日

令和6年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	武豊町子ども医療費支給条例、同施行規則に基づき、子どもの福祉の増進を図るため、18歳年齢到達日以後の最初の3月31日までの子どもに対し、医療費を支給する。 特定個人情報とは、以下の事務で利用する。 ・子ども医療費の支給の申請、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給者証の交付、審査又は応答に関する事務 ・上記条例、規則にて定める事項に変更があったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給資格者でなくなったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費の給付に関する事務
③システムの名称	1. 武豊町福祉医療システム(WebRings) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項 武豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2392 武豊町役場 総務部 総務課 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2392 武豊町役場 健康福祉部 保険医療課 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5-②評価実施期間における担当部署 所属長	保険医療課長 岩川 佳弘	保険医療課長 松本 由美子	事後	
平成29年5月29日	4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事前	
平成29年5月30日	4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事前	
平成31年3月29日	5-②評価実施期間における担当部署 所属長	保険医療課長 松本 由美子	保険医療課長	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年3月30日	再実施 II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和2年3月16日時点	事後	
令和3年12月15日	4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第16号	番号法第19条第17号	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	武豊町子ども医療費支給条例、同施行規則に基づき、子どもの福祉の増進を図るため、15歳年齢到達日以後の最初の3月31日までの子どもに対し、医療費を支給する。  特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ・子ども医療費の支給の申請、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給者証の交付、審査又は応答に関する事務 ・上記条例、規則にて定める事項に変更があったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給資格者でなくなったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費の給付に関する事務	武豊町子ども医療費支給条例、同施行規則に基づき、子どもの福祉の増進を図るため、18歳年齢到達日以後の最初の3月31日までの子どもに対し、医療費を支給する。  特定個人情報は、以下の事務で利用する。 ・子ども医療費の支給の申請、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給者証の交付、審査又は応答に関する事務 ・上記条例、規則にて定める事項に変更があったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費受給資格者でなくなったときの届出の受理、審査又は応答に関する事務 ・子ども医療費の給付に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第2項 武豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法 第9条第2項 武豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の1の項	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第17号	番号法第19条第9号	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒470-2392 武豊町役場 健康福祉部 保険医療課 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111	〒470-2392 武豊町役場 総務部 総務課 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111	事後	
令和6年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和5年12月1日時点	事後	